

学 則

1 事業者の名称及び所在地	株式会社アメイジュ 〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢 38-3
2 研修事業の名称	湘南国際アカデミー介護職員初任者研修通信 16 日コース
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (通学 ・ (通信))
4 開講の目的	介護の現場で働くための基本的な知識と技術を身につけた人材を養成し、今後の介護業界を担う介護人材の確保に貢献する。 高齢化が進む中で、介護・福祉の教育を一般教養の一つとして普及できるよう努め、より良い社会環境を構築できるよう寄与する。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	【研 修 責 任 者】仲川 一清 【研修コーディネーター】和田 賢吾 【研 修 担 当 部 署】湘南国際アカデミー 教務部 【研 修 担 当 者】秋山 修 《事 務 所》神奈川県藤沢市藤沢 38-3 《電話番号》0466-54-7290
6 受講対象者(受講資格)及び定員	【受講対象者】 ○ 満 16 歳以上で、介護・福祉の仕事への就業を希望している者 ○ すでに介護・福祉の仕事に就業しており、自己研鑽を希望している者 ○ 要介護者・要支援者の家族等 【受講定員】 24 名
7 募集方法 (募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	【募集方法】 ① 開講日の概ね 2 ヶ月前より一般公募を行う。 ② 弊社ホームページ・タウン誌等に募集広告を掲載する。 【受講決定方法】 ① 受講希望者は、弊社へ連絡を入れる。弊社より、受講案内 (学則含む) と申込書を送付する。 ② 受講希望者は、弊社指定の申込書に必要事項を記載し、郵送または FAX にて申し込みをする。また、インターネットの場合は、必要事項を入力して申し込み手続きを行う。(申込者多数により定員を超過した場合は、先着順とする) ③ 弊社より、受講希望者に申し込み確認および受講料支払の連絡を入れる。 ④ 受講希望者は、規定の期日内に受講料の支払いを行い、入金確認ができた時点で受講を認める。受講料の支払いが確認できず、弊社からの連絡が滞る場合は、キャンセル扱いとして受講を認めない。 【本人確認方法】 ○ 研修初日までに、公的証明書等の原本で確認する。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	【受講料】 ○ 総額 88,000 円 (税込) (内訳) 受講料 82,600 円 (税込) テキスト代 5,400 円 (税込) ○ キャンペーン等により、最大で 30,000 円程度の割引を行うことがある。

	<p>○ 教育訓練給付金や各自治体等の受講料補助に関しては、住所登録管轄のハローワークや各自治体等の実施機関に、受講希望者が事前に相談すること。</p> <p>【支払方法】</p> <p>○ 規定の期日までに現金での支払いあるいは、下記口座まで振り込むこと。</p> <p>三井住友銀行 藤沢支店 支店番号：346 口座番号：7719517（普通） 口座名義：株式会社アメイジュ</p> <p>○ 分割払いの場合は、以下の通り。</p> <p>(2回払い) 44,000円×2回 (3回払い) 30,000円×1回 29,000円×2回</p> <p>※ただし、割引の適用の場合はこの限りでない。</p>
9 研修カリキュラム	別添様式4のとおり
<p>10 通信形式の場合 その実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 添削指導及び面接指導の実施方法 ・ 評価方法及び認定基準 ・ 自宅学習中の質疑等への対応方法 	<p>【通信学習の方法】</p> <p>○ 「職務の理解」授業終了後、通信添削課題を配布する。提出締め切りを3回に分けて添削指導を行う。</p> <p>○ 添削指導の認定基準は、理解度の高い順にA・B・C・D（A=90点以上 B=80～89点 C=70～79点 D=70点未満）の4区分で評価し、C以上を認定する。</p> <p>○ 認定基準に満たなかった者については、通信添削課題を再提出し再度評価を行う。</p> <p>○ 通信添削課題に取り組みながら、スクーリングの受講をする。</p> <p>○ 自宅学習中の質疑等は、スクーリングの際に当該科目の担当講師に尋ねることができるほか、質問用紙等で受け付ける。</p>
<p>11 研修会場 (名称及び所在地)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 湘南国際アカデミー 藤沢校旧館 (藤沢市藤沢 38-3 2F) ② 湘南国際アカデミー 藤沢校新館 (藤沢市藤沢 34-2 ライオンズプラザ藤沢 1階 104号) ③ 湘南国際アカデミー 新館 2階 (藤沢市藤沢 34-2 ライオンズプラザ藤沢 2階 209号) ④ 湘南国際アカデミー 横須賀校 (横須賀市小川町 13-1 アサヒ横須賀ビル 5階 502号室) ⑤ 湘南国際アカデミー 相模大野校 A教室 (相模原市南区相模大野 7-24-10 2F) ⑥ 湘南国際アカデミー 相模大野校 B教室 (相模原市南区相模大野 7-24-10 2F) ⑦ 湘南国際アカデミー 海老名校 (海老名市上郷 1-18-21 西川ビル 2階-A号室) ⑧ 湘南国際アカデミー 新横浜校 (横浜市港北区新横浜 3-19-11 加瀬ビル 88 1022号) ⑨ 湘南国際アカデミー 大和校 (大和市中央 2-3-19 ウエスト・ビルディング 5F) ⑩ 湘南国際アカデミー 戸塚校 (横浜市戸塚区戸塚町 4105 渡辺ビル 302号室) ⑪ 湘南国際アカデミー 馬車道関内校 (横浜市中区太田町 4丁目 55番地 横浜馬車道ビル 7階)

	⑫ 湘南国際アカデミー 小田原校 (小田原市栄町 3-17-1)
12 使用テキスト (副教材も含む)	介護職員初任者研修テキスト【中央法規出版】全2巻セット
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>(1) 技術演習における修得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の以下の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行い、AおよびBの者を基準に達している者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ○ 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 <p>○ 総合生活支援技術演習 (評価区分) A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）がおおむねできる C：技術が不十分 D：まったくできない (基準以下の取扱い) ○ 基準に満たなかった者については、同カリキュラムの同じ授業を補講し再評価を受ける。補講にかかる費用については、14 を参照すること。</p> <p>(2) 筆記試験による修了評価 全科目の終了時に、1 時間の筆記試験による修了評価を実施し、C以上を認定する。 (評価区分) A：90 点以上 B：80～89.5 点 C：70～79.5 点 D：70 点未満 (基準以下の取扱い) ○ 基準に満たなかった者（D評価の者）については、C以上となるまで再試験を受験することができる。 ○ 再試験費用：2 回目まで無料、3 回目以降は、2,700 円/1 回（税込） ○ 再試験の受験回数に制限はないが、3 回以上不合格となり本人の修了意欲が見受けられない場合は、面談の上、未修了扱いとなる場合がある。</p> <p>(3) 修了条件 次の要件を満たした者に対し、修了証明書を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講料の支払いがすべて完了していること。 ○ 通学のカリキュラムのすべてに出席していること。 ○ 通信添削課題のすべてが認定基準を満たしていること。 ○ 上記(1)および(2)の基準を満たしていること。 <p>※ 修業年限は原則 8 ヶ月以内とする。ただし、病気等やむを得ない理由による場合は、その旨を証明するものを提出することにより、1年6ヶ月以内とすることができる。</p>

14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理由の如何にかかわらず、5分以上の遅刻・早退は欠席扱いとする。 ○ 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、同カリキュラムの同じ授業を振替補講することができる。 ○ 振替補講費用 3,240円/1日(税込)
15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	<p>実習を行わないため免除科目はなし。</p>
16 解約条件及び返金の有無	<p>【受講者からのキャンセル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話・電子メール等での連絡を必須とする(ただし、留守番電話へのメッセージ保存や電子メール送信だけの場合は、弊社に確認を取る事)。 ○ テキストについては、汚損・書き込み等がなく未使用と認められるものであれば、返金する場合があります。 <p>【弊社からのキャンセル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講希望者が10名に満たなかった場合は、弊社が開講する他コースへの振り替えで対応する場合があります。 ○ 授業態度不良等により、弊社が何らかの被害を被った場合には、被害の大小にかかわらず被害総額を全額実費で当該受講者が負担するものとする。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弊社ホームページ (http://www.si-academy.jp) において、以下の内容を情報開示する。 (1) 研修機関情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人情報(法人格・法人名称・住所) ② 研修機関情報(事業所名称・住所・理念・学則・研修施設・設備) (2) 研修事業情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 研修の概要(対象・研修日程・定員・講師数・研修受講の流れ・費用・留意事項) ② 課程責任者(氏名・略歴・資格) ③ 研修カリキュラム(科目別シラバス・担当講師名・科目特徴・通信添削課題内容の概要と時間・修了評価の方法) (3) 講師情報(氏名・略歴・現職・資格) (4) 実績情報(過去の研修実施回数・過去の研修延べ参加人数) (5) 連絡先等 <ul style="list-style-type: none"> ① 資料請求先・申込み方法 ② 苦情対応者(担当者氏名・役職・連絡先)
18 受講者の個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講座の申し込みにあたり提出した個人情報は、弊社教育講座受講に関してのみ使用し、目的以外の利用、第三者へは提供しない。 ○ 修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定に基づいて県に提出する。
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了証明書を亡失・棄損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 ○ 再交付手数料：携帯用・証明書いずれも、1通につき1,350円(税込)
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>【受講生の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カリキュラムはすべて一人の力で遂行すること。 ○ 通信添削課題の提出は、期限厳守とし、正当な理由がない限り、提出遅延は認めない。また、評価「D」(70点未満)の場合は、再提

	<p>出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レポートの提出方法は、提出指定授業（4回目・7回目・10回目）の通学時、指定の封筒に「住所・氏名」を記載し、解答用紙を封入して持参すること。提出できない場合、当日の受講はできない。 ○ 妊娠中の者は原則として、母子保護法により受講できない。受講途中で妊娠した場合は、その時点で退校となる。 ○ 傷病を持っている場合や、何らかの理由で通院をしている場合は、事前に申し出ること。傷病が悪化する可能性のある方は、受講を中止してもらう場合がある。受講開始後に申し出があり、受講を中止する場合は、キャンセル料が発生するので注意すること。 <p>【天災等の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関などに影響が出た場合の休校の連絡については、当日の朝7:30までに弊社ホームページに掲載する。 ○ 研修の継続が困難な場合は、延期または中止の措置を執る。中止の場合は他のコースへの振替えをする。 <p>【退校処分を取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認められた場所以外での喫煙行為があった場合（携帯灰皿等を使用して、認められた場所以外での喫煙行為を含む）。 ○ 当校に所属している他の受講生及び卒業生並びに当校の講師、職員に対しての営業活動（求人活動や宗教活動等含む）や勧誘、斡旋行為があった場合（いかなる法人・組織・集団・団体・集まりに引き抜く行為及び紹介又は案内、仲介をする行為も含む）。 ○ 悪質な受講態度（受講中の私語、他受講生および弊社職員並びに講師等への嫌がらせと見られる言動等、社会人としてのモラルの欠如）や、学則を著しく違反し更正が見られない場合は退校処分となり、提携事業所からの内定についても取り消しとなる。 <p>※上記の禁止事項に該当した場合、即刻退校処分とし、受講生、学校、関係者、関係機関等に損害が生じた場合には、当該受講生が一切の責任を負うものとする。また、この場合の受講料等の返金は一切行わない。</p>
--	--

附則

この学則は平成 29 年 1 月 23 日より施行する。

この学則は平成 29 年 4 月 10 日より施行する。

この学則は平成 29 年 6 月 10 日より施行する。